

は し が き

私は昭和30年代半ば生まれです。さすがに東京オリンピックは記憶にありませんが、テレビや音楽に囲まれて育ちました。私の周りには年代を問わず常に音楽、テレビ、ラジオそして新聞・雑誌や本がありました。これは、40年代半ばを迎えた今をもってしても同じであり、まさに、メディア、エンターテインメントに囲まれて成長し、生きてきたものであり、私自身、それらの愛好家であることを自認するものです。

企業にとって源泉所得税は、法人税、消費税と並び、避けることのできない国税です。その根拠は所得税法で定められ、源泉徴収という手続きを通じて納税されます。源泉徴収を通じて所得税を納税するのは、居住者個人だけではなく、非居住者、法人（内国法人・外国法人）にまで広く及んでいます。

私は国税局において源泉所得税を長く担当いたしました。税務調査などでまだまだ実務的な知識が十分に浸透していないことを痛感いたしました。これは、企業においても、源泉所得税を担当する部署が、経理課であったり人事課であったりするなど、必ずしも統一的でないことも理由の一つかもしれません。

ところで、本書が対象としたメディアやエンターテインメントビジネス業界は、所得税の源泉徴収が必要となる報酬・料金などの支払が最も多く発生する代表的な業界だと思います。このため、税務署からは源泉所得税だけを対象とした税務調査も比較的多く行われ、指摘される事項も調査のたびに細かな分野まで及んでいる傾向があり、企業の担当者の皆さんにとって、より深い実務的な知識が必要となってきたと思います。

源泉所得税に関しては、諸先輩による良書が多数世に送り出されているところですが、

1. 源泉所得税の対象所得全般をカバーするものでは、日常の手引書として

は、守備範囲が広すぎて使いにくい。

2. 非居住者などに対する国内源泉所得の取扱いだけをカバーするものでは、報酬や料金などの国内の居住者への取扱いの解説が十分でない。
3. 給与所得の取扱いを中心としたものでは、年末調整や現物給与の取扱いに紙面の大部分が割かれる結果、報酬・料金や使用料などへの解説が十分とは言えない。

などの状況を感じ、メディアやエンターテインメントビジネスの業界で、源泉所得税を担当する皆さんにとって、使いやすい手引書、実務書が必要なのではないかと感じました。

以上がこの本を世に送ることとなった経緯です。

この本の編集方針は非常に特徴的です。

1. 源泉所得税の実務書でありながら、給与所得、現物給与、年末調整などの給与所得の分野をあえて割愛し、報酬・料金等や使用料など、メディアやエンターテインメントビジネスの業界において真に重要な報酬・料金などの解説にのみ内容を絞り込みました。
2. 基本的にはQ&Aという体裁の中で解説し、理解しやすいことを志向していますが、設問によっては見開き紙面に拘らずに詳細な解説を行いました。
3. 巻末に報酬・料金、非居住者所得に関連する租税条約一覧表、法定調書の一覧表など、Q&Aに関連する部分に関しては、実務上のニーズを満たすための一通りの資料編を採録しました。
4. 構成としては、冒頭で基本的・共通的な事項を解説する章を設け、以降はメディア、エンターテインメントビジネスに該当する業種業態として、① 広告代理店、② ゲーム業界、③ 新聞・出版、④ アート・イベント等、⑤ 芸能プロダクション、⑥ 音楽業界、⑦ 映画業界、⑧ 実演・パフォーマンス、⑨ テレビ・ラジオ業界、⑩ スポーツビジネス、の10業態ごとにQ&A形式

で解説しています。

5. より理解を深めるために、コラム形式で関連する様々なトピックを解説しています。

この本を通じて、メディアやエンターテインメントビジネスの業界において発生する源泉所得税の実務について、いくばくかでも企業の経理担当者の皆さんのお役に立つことができれば望外の喜びであります。

なお、文中意見にわたる部分は、あくまでも私見であることを念のため申し添えます。

また、私にとって、単独で世に問う初めての本であり、まだあまり世に出していない設問についても可能な限り取り上げた反面、時間的な制約もあり、十分に意を尽くせていない部分も多々あると思われまますので、今後とも関係各位のご叱正、ご指導を仰ぎながら、よりよい内容とすることに努める所存です。

終わりにあたり、本書の刊行の機会を与えていただいた大蔵財務協会の石坂理事長をはじめ、編集局の方々に心から感謝したいと思います。

平成20年10月

久 川 秀 則

40

海外アーティストとのコラボTシャツ

Q

当社は衣料品の製造小売業です。

今年から、海外の著名アーティストで、現代アート作家である南アフリカのH氏（非居住者）とのコラボレーションで、同氏のアート作品をTシャツにプリントし、当社の商品として販売することになりました。

Tシャツへのプリントということですので、既発表作品をベースに一定の修正をH氏自らの手により行ってもらい、出来上がったデザイン画をTシャツに使用します。

このアート作品の商品化の対価をH氏に支払うのですが、H氏とはすべて南アフリカで交渉し、同氏は日本には全く来日していません。

このため海外での役務提供の対価になるのではないかと考えていますが、この場合のH氏へのアート作品の商品化の対価は税務上どのような取扱いになりますか。

A

非居住者に対する著作権の使用料として、所得税の源泉徴収が必要です。源泉徴収税率は、国内法である所得税法ではその支払うべき金額の20%とされていますが、日本・南アフリカ租税条約により、10%に軽減されます。

解説

現代アート作品は「美術の著作物」に該当するものと考えられます。

原作品を修正した最終的なデザイン画も同様に「美術の著作物」に該当するものと考えられます。

アート作品をTシャツにデザインとしてプリントする場合には、当然技術上の制約があり、実物作品とは異なる部分があると思いますが、基本的には美術の著作物の複製権の使用料に該当するものと考えられます。

お尋ねの、南アフリカ在住のアーティストH氏は、南アフリカの居住者であり、税法上は日本においては非居住者に該当すると考えられます。

非居住者に対して支払われる著作権の使用料については、国内法である所得税法では、その支払うべき金額の20%の所得税を源泉徴収すべきこととされていますが、日本・南アフリカ租税条約では、このような使用料の限度税率が10%に軽減されていますので、貴社の所轄税務署へその対価の支払の前日までに「租税条約に関する届出書」を提出した上で、10%の税率により所得税を源泉徴収すればよいこととなります。

関係法令等 所法161①七ロ、日本・南アフリカ租税条約12

63

大道芸人、ジャグラーの報酬

Q

当社はショッピングセンターを経営しております。

週末の集客効果を高めるため、ショッピングセンター内広場においてイベントを開催するに当たり、大道芸人にパフォーマンスをしてもらうことにいたしました。

大道芸人については、直接大道芸人（個人）と契約、依頼するパフォーマンスの内容についてもお客様に危険がないか直接協議して合意しております。

彼らには椅子等によるバランス芸や、ジャグリングなどを中心にパフォーマンスを行ってまいります。

彼らは、聴衆から別途チップなどをもらうようですが、当社としても「報酬」を支払います。

彼らに対する報酬については、税務上どのような取扱いとなりますか。

A

芸能の報酬・料金として、その支払うべき金額の10%（100万円を超える部分は20%）を所得税として源泉徴収する必要があります。

解説

所得税法による所得税の源泉徴収を要する所得には、いわゆる「芸能の報酬」が定められています。

具体的には、演劇、音楽などのほか、「奇術、曲芸や物まね」も含まれることとされており、このような大道芸人やジャグラーのパフォーマンスに関しては、「曲芸」に該当するものと考えられます。

したがって、その対価については、その支払うべき金額の10%（100万円を超える部分は20%）の所得税を源泉徴収することになります。

なお、聴衆からのチップについては、不特定多数の者から受けるものですので、チップを払う聴衆には税法上所得税の源泉徴収義務がないことは当然ですが、その大道芸人・ジャグラーは事業所得として所得税の確定申告をすべき所得になるものと考えられます。

関係法令等 所法204①五、所令320④、所基通204—28の4